広島県告示第千六十六号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。

なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

令和八年十一月十二日

広島県知事　横　田　美　香

上欄	
発起人の住所及び氏名	大竹市晴海一―一―二三 中曽　一也 大竹市西栄二―九―一七―一五〇三 宮本　幸則 大竹市玖波七―一〇―三 島田　耕一 大竹市玖波三―八―九 星野　修
加入区	くば
法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	くば漁業協同組合

下欄	
縦覧期間	令和八年一一月一二日～令和八年一一月二六日
縦覧場所	くば漁業協同組合